

条 例

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第九条第二項第一号中「受けた者」の下に「（その者から当該委託に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第十条の見出し中「従事者」を「従事者等」に改め、同条中「者又は」を「者、」に改め、「従事していた者」の下に「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者若しくは派遣されていた者」を加える。

第十一条第一項中「保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。以下この条、第十二条及び第二十七条第一項において同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第十一条の二 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利

用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十一条の三 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第十二条第一項中「前条第二項第三号」を「第十一条第二項第三号」に改める。

第十三条第二項第十一号中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第十五条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))」を加える。

第十六条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第十七条第二号中「である未成年者又は成年被後見人」を削り、同条第三号中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加え、同条第七号ホ中「、国」を削る。

第二十五条第五項、第二十六条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十六条第一項第一号中「又は第十一条第一項及び第二項」を「第十一条第一項及び第二項若しくは第十一条の二」に改め、「利用されているとき」の下に「、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第二項」の下に「又は第十一条の三」を加え、同条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十七条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第六十六条中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十条に規定する実施機関に派遣されている者又は派遣されていた者

第二条 埼玉県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第二十三条第一項及び第

二項に規定する記録に記録された特定個人情報という。

第十一条の二第二項中「保有特定個人情報」の下に「情報提供等記録を除く。」を加える。

第十三条第二項第十一号中「第二条第六項第二号」を「第二条第七項第二号」に改める。

第二十三条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。第三十四条第一項及び第三節において同じ。）」を加える。

第三十五条中「提供先」の下に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第六十六条中「第二条第六項第一号」を「第二条第七項第一号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。